



別記様式第26号（第32条関係）

指令第 44 号

一般廃棄物処理業許可証

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則第32条の規定により、次のとおり許可します。

許可業者	住所 新潟市東区津島屋三丁目208番地
	氏名 株式会社 不二産業 代表取締役 本間 洋士
処理業の種類	収集運搬業
取扱廃棄物の種類	木くず類, 食品系廃棄物
許可年月日	令和6年4月1日
根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項
許可の有効期限	令和8年3月31日
備考（条件）	食品系廃棄物については、裏面に記載の事業所から指定処分場（設置場所：新潟市西区内野上新町12823番外10筆 株式会社不二産業）までの運搬とそこでの荷下ろしに限る。

令和6年3月18日

新潟市長 中原 八一

